

## 生活支援コーディネーター 事業報告について（4月～8月）

社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会  
地域支援グループ 山城 美希

### 1. 活動内容

#### (1) 資源の把握および開発

社会資源の把握状況…別紙参照

#### (2) ネットワーク構築

基幹型地域包括支援センターを中心に各地域包括支援センターをはじめ、生活支援サービスを実施するNPO法人、地域団体などと生活支援体制整備に向け、情報共有及び連携の強化に努めた。

- ・多様な団体への地域連携に向けた働きかけ
- ・NPO法人が主催する生活支援サポートー養成講座参加修了者向けのフォローアップ  
講座への参加 など

#### (3) サービスの担い手の養成

地域のニーズに応じた内容で生活支援サービスの担い手の養成を実施した。

- ・效範連区で開催される「ご近所交流サロン」や「子育てサロン」の担い手となる  
効範女性会、福祉委員を対象とした研修を実施

#### (4) ニーズと取組のマッチング

- ・地域ケア会議への参加…視覚障がい者の生活課題について

(8月3日 ふたば地域包括支援センター)

- 他市と比較し、サービスや情報の量が少ない。
  - 白杖が理解されていない。
  - 通行の安全が確保されていない。(路面・交差点)
- （地域・施策）

「障がい」に対する理解

制度見直し・環境整備等

- ・地域懇談会への参加…

「地域福祉計画・地域福祉活動計画」や「老人福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者福祉基本計画」の策定に向け、地域ごとの課題を把握し、「住民自身でできること」「こんなサービスがあったら」を話し合うワークショップが瀬戸市と社会福祉協議会と共同で開催されている。(9月22日現在 18地区社協中 16地区社協実施)

このワークショップに生活支援コーディネーターとして参加し、高齢者分野で出された地域の課題を今後分析し、多様な実施主体との連携や住民主体の地域づくりに役立てていく。

〈高齢者分野での課題が多かった意見を抜粋〉

課題		住民でできうこと	サービスとして お願いしたいこと
① 移動 交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転できなくなったら 移動手段がない</li> <li>・コミュニティバスは不便</li> <li>・高低差があり、つらい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・声掛けをしてできる範囲 で移動支援 (問題点は、事故対応)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティバスの運行 の見直し (病院やスーパー、駅を経由する、無料化)</li> <li>・免許返納者への特典を作 る(タクシーチケット)</li> <li>・行政支援による有償運送 サービス</li> </ul>
② 交流 つながり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近所づきあいがない</li> <li>・ひとり暮らしが増えた</li> <li>・若い世代が少ない</li> <li>・高齢者がいるかも分か らない</li> <li>・情報が伝わらない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外に出て話をする</li> <li>・出掛ける居場所をつくる</li> <li>・普段から声掛け</li> <li>・顔見知りをつくる</li> <li>・ラジオ体操に参加する</li> <li>・サロンを勧める</li> <li>・町内会長と民生委員と情 報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家の活用</li> <li>・よろず相談電話の設置</li> <li>・小学校の空き教室の利用</li> </ul>
③ 買い物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物が近くにない、不 便</li> <li>・足が弱ったため、買い物 ができない</li> <li>・店(商店街)が減った</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の助け合いを増やす</li> <li>・人材バンク登録 (高齢者でも健康で他の人 のサポートができる)</li> <li>・まとめ買いと配達</li> <li>・お助け隊</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動販売車</li> <li>・買い物バス</li> <li>・宅配サービスを誘致</li> <li>・コミュニティバスを増便</li> </ul>

・サービスとしてお願いしたいこと…回覧板に代わる周知方法、歩道の整備、健康づくりの場や機会、公共の社交の場の提供、困りごと代行サービス、空き家をリフォームして若い世代に住んでもらう、子育て支援の登録制度と同様の高齢者登録制度、高齢者自身の得意分野を活かしたボランティア養成、認知症予防教室を多くする 等

## (5) その他

### ◇ 新規サロン

本地連区…健康教室(本地地域力向上委員会) 平成29年8月～

水南連区…さんすいサロン(水南地区民児協) 平成29年9月～

◇ 地域の団体やサロン主催者から依頼を受け、開催する「ふくし出前講座」(瀬戸市社会福祉協議会開催)において、生活支援コーディネーターとして地域における支えあい活動の重要性について普及啓発を行った。 (平成29年度 依頼11件(前年度9件))

- ◇ 住民主体での地域づくりに向け、地域からの相談や問い合わせ、地域に密着した活動の支援、多様な実施主体・機関等へのパイプ役として、社会福祉協議会では、今年度から地区社協毎の担当職員制を導入している。

社会福祉協議会の地域担当職員が担う地域で果たす役割と今後の展望について検証していく中で、瀬戸市の生活支援体制整備に向けた2層の生活支援コーディネーターの配置の方向性を検討していく必要がある。

## 2. これから

生活支援コーディネーターとして、引き続き、住民の自主的な活動や地域に不足するサービスや支援を把握し、地域生活課題の解決に向けて活動する多様な団体との連携に努めるとともに、住民の主体的な活動や参加の機会を支援しつつ、住民と関係機関等と「つなぐ」仕組みづくり（相談窓口の設置）を検討していく。

また、これまでの活動の中から、地域の課題には地域の特性があると強く感じた。このため、地域（圏域）の特性に的確に対応していくために、一定の地域（圏域）ごとに専任の職員を配置し、地域で必要とされる「支援・サービスへつなげる役割」や「情報を提供・発信する役割」を担わせることが重要であると考えられるため、その具体的方策を検討していく。

さらに、高齢者の生活支援は、サービス・支援を受ける側と提供する側が常に一定であるという関係ではなく、時には役割が逆転する環境を作り出すことが重要であると感じている。他人の役に立つ、地域社会で必要とされているという事実こそ、高齢者の生きがい創出の源泉であるという観点に立ち、今後の方策検討に臨んでいきたい。

# 生活支援コーディネーター活動報告

## 1 活動内容（4月～8月 集計）

合計					
	事業内容	活動内容	打合せ	会議参加	
				現状把握活動	
(1) 資源の把握及び開発	ア. 現状の社会資源の把握及び分析	①生活支援サービスの活動の把握（地域サロンの開催）		6	ふれあい会食、サロ（いきいき・町内）、健康教室
		②生活支援サービスの活動の把握（見守り、安否確認）			
		③生活支援サービスの活動の把握（外出支援）			
		④生活支援サービスの活動の把握（買い物、調理、掃除などの家事支援）		1	移動販売（コ-プ）
		⑤生活支援サービスの活動の把握（その他の生活支援サービス）			
(2) ネットワーク構築	イ. 地域に不足するサービス・支援の創出	⑥既存団体への生活支援サービス開始に向けた働きかけ	2	15	地区社協総会 本地地域力
	ウ. 高齢者の通いの場及び活動の場の開発	⑦サロン立ち上げに向けた働きかけ	1	1	水南民協サロ
(3) ニーズと取り組みのマッチング	ア. 関係者間の情報共有	⑧地域連携の調整	7	6	效範連区打合せ、西陵地区社協、萩山台地域力、市
		⑨地域連携への働きかけ	5	22	西陵地域力・地区社協、包括担当者会議、出前講座・CNフォローアップ、市
	イ. サービス提供主体間の連携の体制作り	⑩協議体開催への参加・協力	1		打合せ
		⑪第二層・第三層生活支援コーディネーターに関すること	1	1	社協打合せ 長久手市見学
(4) サービスの担い手の養成	ア. 地域ニーズの調査	⑫地域ニーズの把握・情報収集	2	1	水南民協 ふたば包括
		⑬地域ニーズの整理・リスト化	1		地域懇談会に向けて各課と打合せ
	イ. 地域ケア会議に参加し、地域課題の解決に向け提案	⑭地域ケア会議参加		1	ふたば包括
		⑮地域課題の把握	4	3	地域懇談会 臨時地区社協会長会議
		⑯地域課題に対する提案	2	1	地域懇談会 萩山台地域力役員会
		⑰生活支援の担い手養成に向けた活動	2	1	效範連区 女性会・福祉委員
	イ. サロン・カフェ等ボランティアの支援	⑱生活支援の担い手への働きかけ	1	3	西陵地域力主催講演会 出前講座
		⑲サロン・カフェ等ボランティアの把握			地域ボラ交流会（VC） ふれあい会食
		⑳ボランティアの支援	1	1	▽団体向け認知症サム-タ-養成講座
合 計			30	54	42

## 社会資源の把握状況

地 区 名		地区社協		地域力		NPO	医療法人	社会福祉法人	有限会社 株式会社	住民	行政	その他
道 道	泉 泉	ふれあい会食	いきいきサロン	井戸端会議	赤ちゃんサロン	おとなごはん						
深 深	川 川	ふれあい会食	いきいきサロン			なんでも生き生きマジック		せとらかわ聚楽				
古 古	瀬 戸 戸	ふれあい会食										
東 東	明 明	ふれあい会食								育児サロン		
祖 祖	母 懐 懐	ふれあい会食								サロン懐		
陶 長	原 原	ふれあい会食	いきいきサロン			MAJにども食堂		とんとんサロン	ライオンカフェ		育児サロン	
根 長	根 長	ふれあい会食	配食サービス			おしゃべりサロン お助け隊	育児サロン					
こう こう	はん はん			子育てサロン	ご近所交流サロン	こども食堂		せとらかわがれいか		育児サロン		
水 水	南 南	ふれあい会食	いきいきサロン サロン水南	子育てサロン								
水 水	野 野	ふれあい会食	いきいきサロン	子育てサロン	地区 社協と							感應寺ハシマルシェ
品 舶	野 野	ふれあい会食	いきいきサロン	子育てサロン	品野台・料理教室 クリエイターズ 掛川:お助け隊	掛川モア	岩屋堂コミュニティハイ アス遊					Easyマルシェ
西 西	陵 陵	ふれあい会食		いきいきサロン にこにこ・歌	子育てサロン カワ:お助け隊							
原 原	山 台	ふれあい会食	配食サービス	いきいきサロン	お助け隊	にっこりカワ	ケラーネスカフェ よってたも~れ					
萩 萩	山 台	ふれあい会食		いきいきサロン	子育てサロン 井戸端・映画							
八 八	幡 台	ふれあい会食	配食サービス	いきいきサロン	子育てサロン	子育てG						
山 山	口 口	ふれあい会食		いきいきサロン	子育てサロン	ふれあいモーニング				育児サロン		
新 新	郷 郷	ふれあい会食		いきいきサロン	子育てサロン				あかりカフェ			

# <参考>改正社会福祉法

## (地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るものとする。

## (福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

## (福祉サービスの提供体制の確保に関する国及び地方公共団体の責務)

### 第6条 (略)

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他の地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者(市町村の委託を行いうもの、次に掲げる事業を行いうもの、当該事業を行つに当たり自らがその解決に資する支援を行つうにその他の事情を勘案し、支援課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるとときは、支援機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法(昭和四十年法律第四百四十一号)第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第百五十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業

(括弧的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に開する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援機関に對し、協力を求めることができる体制の整備に開する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援機関が、地域生活課題を解決するたために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一體的かつ計画的に行う体制の整備に開する事業

- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

## (市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするとときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## (都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する事項
  - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
  - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
  - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
  - 五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするとときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させよう努めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うとともに、必要があると認めるとときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

## 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 附則(抄)(検討)

第2条 政府は、この法律の公布後3年を目途として、第八条の規定による改正後の社会福祉法第106条の3第1項に規定する体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。